

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年2月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月14日から同年4月3日まで縦覧に供する。

平成30年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 扇沢地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 杉林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 豆塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八兵1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中姫2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 豆塚2号地区	〃